



令和 8 年 4 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

2 倍！ 2 倍！

皆さん、こんにちは。連日連勤深夜残業！働いて、働いて、働いて、働いて参ります(汗)

さて、確定申告真っ盛りではありますが、(3月4日執筆)事務所隣地にて解体作業が進んでおります。隣に何が出来るのかな？

なんでも、「若草ビジネスガーデン」という様々な土業が入るテナントビルらしいです。1階には、共用の打ち合わせスペースと行政書士事務所、事業協同組合の事務所。2階は、税理士法人の大会議室の2階建て。現在の弊社の3階の大会議室のスペースは、新たに社会保険労務士法人が入居予定です。



これが完成すれば、土業提携などではなく、本来の意味でワンストップなサービスを提供できるかと思えます。完成は今年の夏の終わり頃になるかと思えますので、また完成の際にはご案内いたします！

ちなみにタイトルの2倍！2倍！は、面積が2倍になるということです。(決して羽毛が2倍とかの意味ではありません(笑)。わからない方は、「2倍、2倍」で検索してください)

駐車場も増えますので、お近くに来ていただいたら、是非お越しください！

GW期間中の休業日のお知らせ

4月28日(火)～29日(水・祝)、および5月2日(土)～6日(水・祝)

(4月30日(木)～5月1日(金)、および5月7日(木)～は通常営業いたします。)

皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜ります様お願い申し上げます。



本店
便り

社会保険料等に追加の項目ができます！

文責：亀田

今年度(令和8年度)から、「子ども・子育て支援金」制度が始まります。

これは、既に実施されている児童手当や育休給付の拡充等の子育て支援策に加え、「こども誰でも通園制度」(0歳6ヶ月～2歳の保育所等に通っていないこどもが対象)が始まること等に伴い、その財源の一つとして広い世代の人たちや企業が段階的に拠出していくものとなります。健康保険料にプラスして払うような形となり、今年度の「支援金率」(保険料率)は0.23%、令和9年度、令和10年度と段階的に引き上げられ、以降は0.4%程度とするとされています。

この「子ども・子育て支援金」は、国民健康保険や後期高齢者医療保険の対象の方等は自動で計算された通知書が届きますが、お勤めの方は給与からの天引きとなりますので、給与計算の際には注意が必要です。スケジュールとしましては、令和8年4月分(5月納付分)から「子ども・子育て支援金」を天引き・納付することになります(日雇特例被保険者の方は4月分(4月納付分)から)。こちらは、健康保険料と同じく、お勤めの方は事業者と折半となります。お給料の額によって変わりますが、平均的な会社員で月額550円程度、天引き額が増えると推計されています。

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

ちなみに、似たような名称のものに「子ども・子育て拠出金」というものがあります。こちらは以前からあるもので、事業者だけが社会保険料に含めて払うものとなっており、今回、変更はありません。

多くの方が加入されている協会けんぽは、毎年 3 月分(4 月納付分)で保険料率の改定が行われますので、2 ヶ月連続で社会保険料の変更が発生することになります。こちらもご注意ください。

【参考】子ども家庭庁 HP「子ども・子育て支援金制度の Q&A」

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkin/faq#q3>

インター
店
便り

花より糖分

文責：大脇

日増しに暖かくなってきましたね 🌸

春の訪れを、花粉と、確定申告という大ボス戦で感じております (3 月 11 日執筆)。皆様の 1 年の(所得の)報告を何としてでも期限内に完成させるぞ！
おー！



さて、2 月号にて「次月からは相続について執筆します」と言っておりましたが、今月も脱線します。というのも、4 月って新しい年度の始まりですからね～ (←話を変えようと必死(笑))

①在職者年齢年金保険の見直し(令和 8 年 4 月～)

→支給停止となる収入基準額は 51 万円から 65 万円に引き上げられ、新たに約 20 万人が年金を全額受給できるように

②被用者保険の適用拡大(令和 7 年 6 月から 3 年以内)

→中小企業の短時間労働者の適用要件だった「月額 88,000 円以上」が撤廃。
2027 年から 2035 年までに企業規模要件も段階的に撤廃

③厚生年金保険等の標準報酬月額の上限を段階的に引き上げ(令和 9 年 9 月～)

→厚生年金の計算に用いられる標準報酬額の上限を、65 万円から 75 万円に段階的に引き上げ

④健康保険法に基づく被扶養者認定ルールの見直し(令和 8 年 4 月～)

→労働契約の内容に基づく賃金で年間収入を判定(所定外賃金は年間収入に含まない)
年 1 回被扶養者認定の適否の確認が必要へ

⑤障害者雇用促進法の改正(令和 8 年 7 月～)

→民間企業における障がい者の法定雇用率が 2.5%から 2.7%に引き上げ。
対象事業主の範囲も、現行の従業員数 40 人以上から従業員数 37.5 人以上に拡大

⑥不動産の住所等変更登記が義務化(令和 8 年 4 月～)

→不動産の登記名義人は住所や氏名・名称が変わった場合、変更日から 2 年以内に
変更登記を申請することが**義務化**

これらの法改正は、企業や個人事業主の業務負担やコスト構造に大きな影響を与える可能性があります。対応が後手に回ると確認不足によるミスや、想定外の支出につながる可能性もあるため、早めに体制の見直し・整備を図ることが大切です。

少額減価償却資産の特例の限度額引き上げ

文責：山本

令和 8 年度税制改正では、中小企業や個人事業主の設備投資を促進するため、「少額減価償却資産の特例」の見直しが行われました。



まず「少額減価償却資産の特例」とは、中小企業者等が取得した一定金額未満の減価償却資産について、法定耐用年数で償却を行わずに、取得した年度に全額を経費として計上できる制度です。

これまで、この特例の対象となる資産の取得価額は 30 万円未満とされていました。しかし、近年の物価上昇や設備価格の高騰などを背景に、上限 30 万円未満から 40 万円未満へ引き上げられることとなりました。近年はデジタル機器や業務用設備の価格が上昇しており、30 万円という基準では実態に合わないケースが増えております。そのため、基準額を 40 万円に引き上げることで、制度をより現代に適したものとして、中小企業の投資活動を後押しすることが目的とされています。

また適用期間は、当初令和 8 年 3 月 31 日まででしたが、令和 11 年 3 月 31 日まで 3 年延長される予定です。

ただし注意点が 3 つございます。

①年間の上限額は 300 万円のまま

従来の特例では、年間の合計で 300 万円までの償却資産という上限が設けられており、これは改正後も変更されません。300 万円を超えた部分に対しては通常通り、耐用年数に合わせて償却していくこととなります。そのため一括で今年の資産として全額経費にしたい場合には合計で 300 万円を超えないよう注意が必要です。

②対象資産と対象者

対象資産は、令和 8 年 4 月以降に購入した、1 個または 1 組の取得価額が 40 万円未満の資産です。それ以前に購入した資産は、従来通りの特例適用になります。

またこの特例が使えるのは、青色申告を行っている個人事業主もしくは、常時使用する従業員が 400 人以下の青色申告を行っている中小企業者です。資本金 1 億円超の法人、もしくは親会社の資本金が 1 億円以上の中小企業者は適用ができません。

③経理処理に応じて判定が必要

資産の取得価額は会計処理の方式によって異なります。消費税の経理処理に税抜経理方式を適用している場合は、消費税等を含めない金額が取得価額となります。一方、税込経理方式を適用している場合は、消費税等を含めた価額が取得価額となります。

【例】39 万円（税抜）の償却資産を購入した場合

税抜経理：税抜価額の金額が 40 万円以下のため、一年で全額経費にできます。

税込経理：税込価額にすると 42.9 万円となり、40 万円を超えてしまうため特例は適用できず、法定耐用年数で償却することとなります。

なお、消費税の免税事業者は税込経理方式しか採用ができないため、消費税等を含めた価額が取得価額となります。

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

ご不明点等ございましたら、お気軽に担当者までお声がけください。

【参考】

- ・財務省「令和 8 年度税制改正の大綱」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/20251226taikou.pdf

- ・国税庁「No.5403 少額の減価償却資産になるかどうかの判定の例示」(QA リンク)

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5403_qa.htm

行楽
日記

家族で初マラソン

文責：岩田

1月に家族で春日井マラソンに参加しました。

私達が選んだ3キロジョギングコースは参加資格が小学生以上です。スタート地点が3つのグループに分かれており、後方のファミリー向けのゆっくりコースを走りました。制限タイムは40分。我が家の目標は「ゆっくり楽しく完走!!」



子供達は人生初マラソン。3キロは厳しいかなと思いましたが、10歳の息子は余裕でゴール(小学生男子凄い体力!)、7歳の娘は途中歩いたりしましたが、見事走り切りました。主人と私は、何十年ぶりのマラソンで体力に不安もありましたが、程よい筋肉痛を感じつつ怪我なく完走…(笑)



ゴールした時に達成感を味わえて、とても清々しい気分になりました!

大会に参加してみて、間近で見る競技ランナーはテレビで観るより迫力があり、見応えがありました。また実際走ってみて、沿道からの応援は温かく、力になりました。来年も大人は緩やかに…、子供は好タイムを目指して参加しようと思います。皆さんも家族、友人とマラソン始めてみませんか?楽しいですよ~



最後に、10キロ競技に参加された三上の社員の皆さんのレースを拝見しました。本当にお疲れ様でした!!

4月の税務

- ・固定資産税(都市計画税)の第1期分

納付期限…4月中において各自自治体の条例で定める日

- ・令和7年分所得税の振替納付

納付期限…4月23日(木)

- ・令和7年分消費税の振替納付

納付期限…4月30日(木)

- ・2月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)、

8月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)

申告期限…4月30日(木)

無料経営相談につきまして

代表税理士・三上の無料経営相談を随時実施いたしております。

ご希望がございましたらお気軽に担当者までご連絡ください!

日程を調整させていただきます。

三上税理士法人

■本店

〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92

TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039

■春日井インター店

〒487-0023 愛知県春日井市不二ガ丘 1-38-2

TEL:0568-29-9211 / FAX:0568-29-9212

◆共通メールアドレス

mikami@taxer.info